



鳥取県公報

令和4年12月13日(火)
第9457号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (589) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (590) (〃) 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (591) (〃) 3
	指定自立支援医療機関の指定 (592) (障がい福祉課) 3
	土地改良区の役員の退任 (593) (中部総合事務所農林局) 3
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (26) 3
◇ 公 告	保安林の指定予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林づくり推進課) 4

告 示

鳥取県告示第589号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
倉吉シティ内視鏡クリニック	倉吉市伊木215-3	令和4年11月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
クオール薬局境港店	境港市上道町1895-1	令和4年9月3日

鳥取県告示第590号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項又は第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防・日常生活支援事業者の主たる事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人 大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町末長503	大山町社会福祉協議会訪問介護だいせん	西伯郡大山町末長503	訪問介護	令和4年4月1日
”	”	地域密着型通所介護 ほほえみ	西伯郡大山町赤坂764	地域密着型通所介護	”

2 介護予防・日常生活支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人 大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町末長503	大山町社会福祉協議会訪問介護だいせん	西伯郡大山町末長503	第1号訪問事業による支援に相当する支援	令和4年4月1日

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人	西伯郡大山町末長503	大山町社会福祉協議会居	西伯郡大山町末長503	令和4年4月

大山町社会福祉協議会	宅介護支援だいせん	1日
------------	-----------	----

鳥取県告示第591号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
藤井たけちか内科	倉吉市東昭和町158	令和4年10月31日

鳥取県告示第592号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
岩美町	岩美郡岩美町大字浦富675-1	岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	精神通院医療	令和4年12月1日
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2-15	ウエルシア薬局倉吉上井店	倉吉市上井町一丁目11-7	〃	〃

鳥取県告示第593号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年12月13日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

退任した役員の氏名及び住所
 理 事 山 本 操 東伯郡琴浦町大字下伊勢423
 令和4年6月20日退任

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第26号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示

する。

令和4年12月13日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,227
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	46,135
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	143,558
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	51,290
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,614
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,678
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,330
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,163
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,413
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,040
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,328
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	2,930

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）村上惣四郎の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和4年12月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る次の(1)に掲げる土地について、森林法第30条の規定により行った保安林の指定予定の告示（令和4年10月11日付鳥取県告示第509号）の内容（告示の内容）
 - (1) 保安林予定森林の所在場所
西伯郡大山町豊房字東屋敷1394、1395、字向林ノ一1942、1943
 - (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 通知の掲示場所 大山町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課